

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償  
に関する規程

社会福祉法人  
河田母子厚生会

社会福祉法人 河田母子厚生会 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償  
に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人河田母子厚生会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。ただし本会では、職員を兼務し、職員給与が支給されている役員以外に常勤役員を置かないこととする。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 常勤役員のうち、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬等は、現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地以外の旅費に関するものを対象とし、算出されるものとする。なお近接地とは、概ね40km以内をいう。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000円
その他の業務	10,000円

別表2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会への出席	10,000円
その他の業務	10,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
その他の業務	10,000円

(3) 評議員選任・解任委員

	日 額
選任・解任委員会への出席	10,000円

(4) 第三者委員

	日 額
第三者委員会への出席	10,000円